



平成21年1月8日

Vol. 51

発行所 加来不動産(有)

発行者 加来 寛

小倉南区守恒本町一十二
二十三・一〇一

(093) 九六二一五八一

http://www.kaku-f.co.jp/

不動産なんでも相談

Q 私にはパートをしている主婦です。去年、母が亡くなり、母が住んでいた自宅はすでに売却したのですが、借家はそのまま残して、少ない金額ですが家賃を頂いております。やはりこれは確定申告をしないといけないのでしょうか？またパート収入に家賃収入が加わった場合、配偶者控除などの面で気を付けることはありますか？

新年、明けましておめでとございます♪
今年一年はどのような年にしたいですか？ちなみに私の今年一年のテーマは「強く優しく」です。これは去年を振り返ったときに、自分の弱さを痛感したので、自分に対して【強く】。またそれとは逆に自分以外に対して対応が雑になつていたのではないかと反省する点もありましたので、他人に対しては【優しく】です。今年はいくらを改善すべく、自分なりに具体的な行動を考え実行します！

さて、平成21年、最初の「いなほ」です。気合を入れてまいります！

A. 質問の内容ですが、付け加えておくと、現在の賃料は4万円だそうです。ですから年間の家賃収入は48万円になります。結果から申し上げますと、この場合、確定申告をしなければなりません。そして後半のパート収入と家賃収入の合算で気をつけることは、103万円という金額と、130万円という金額がボーダーラインの数字だということです。

(確定申告後半)

井料隆彦の感動体験！

掃除後はホントにスッキリ
しますよね～♪



年末！といえばやはり年末大掃除ですよ。
当社は皆様や他の会社と同様に、一年間の感謝の気持ちを込めて年末大掃除を行いました。今年は暦の関係上27日(土)まで通常営業し、28日(日)にスタッフ全員で作業着やジャージ姿に身を包み一日がかりでした。私たちは毎日、事務所内の床の掃除、トイレの掃除、事務所周辺の歩道の掃除をしていますので、大掃除に取り掛かる前は「大掃除と言っても毎日掃除してるんだし、普段どおりとあまり変わらないだろうなあ。」と毎年のように思っているのですが、毎年そうではないことに徐々に徐々に気づいていきます…。まずは自分の机の中やロッカーの中、本棚の整理整頓からスタートです。出てくる出てくる、いらぬものが。こんなにもいらぬものが！と思うくらい出てきました。処分したあとはこんなに自分の机の中って広がったんだ～と、とてもスッキリです。そしていざ本番！天井の照明器具やファン、エアコンフィルターに窓サッシの上の方、いつもは拭いていない高い箇所窓ふき。といった具合に高いところから取り掛かったのですが、普段掃除していない箇所ってこんなに埃が溜まってるんですね…。すぐに雑巾は真っ黒になってしまいますが、拭いた後はスッキリピカピカ～♪こういう具合に上から下へと移動しつつ、普段使っている様々な道具も手分けして磨き上げてピカピカです♪書ききれないほどたくさんの箇所、モノがキレイになりましたので、心置きなく新年が迎えられることになりました！大掃除終了後、当社では初めて門松を飾り、記念撮影もして無事終了しました。

地域イベント情報

☆「門司港レトロふぐと灯りとひな祭り」：冬の関門海峡といえはやっばり「ふぐ」！ふぐ鍋・ふぐランタンが待つてます。
◎日時：2月7日(土)～3月22日(火)

◎場所：門司港レトロ地区と栄町

◎問合せ：門司港レトロ倶楽部 093・3322・1188

☆「市営バスの旅情報」：いずれも日帰り昼食付き！たまにはバスに揺られての旅も良いですよ♪

【佐賀・祐徳稲荷神社初午参拝】

◎ 出発日：2月6日(金) 参加費：5000円

◎ 出発日：2月7日(土) 天満宮

◎ 参加費：4800円

◎ 申込み：交通局バスツアー専用電話(093)562・6900

確定申告後半

しかしパート収入が現在、どのくらいか分りませんので、基本的な考えをまた後ほど説明いたします。

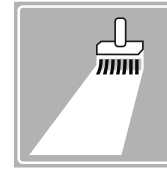
先に確定申告の件ですが、給与所得(パートも含む)や退職所得以外の所得の合計が年間20万円超える場合は、申告する義務

があります。ですから今回のご相談であれば申告は必要となります。なお、給与分は会社がすべて計算を行っていますから、家賃収入の分について確定申告することになるわけです。ただ、所得は給与分と家賃収入と合算して納税するのが原則なので、面倒かもしれませんが改めて給与分(勤務先からの源泉徴収額)も組み入れて税額を計算し直さなければなりません。手順としては、申告用紙を税務署などで入手し、そこに給与分の所得と家賃収入を記入して、源泉徴収票にある「所得控除の額の合計額」を書き写して税額を計算しなおします。北九州では毎年2月から小倉北区のEイムで確定申告の特設会場が設けられますので、詳しくはそちらでお尋ね下さい。



そしてもう一つの質問であるパート収入と家賃収入の合計金額についてです。冒頭で説明させて頂きました、103万円と130万円の金額についてですが、これは裏面で説明します。(裏面)

なんとなく金額が似ているのでゴチャ混ぜになつている方も多いようです。まず簡単に説明すると、103万円は所得税を支払わなくてはならない年収額のボーダーライン。そして130万円は社会保険健康保険・年金などの被扶養者になるかどうかのボーダーラインということです。



どうして103万円なのでしょう？給与収入の場合、給与所得控除というものがあ、それは給与所得から最低65万円は控除しても良いですよ、というものです。それともう一つは、税金は誰でも、基礎控除38万円というものがあります。この38万円と、給与所得控除65万円を足すと103万円となるので、この金額以下であれば自分自身に税金がかかりませんよ、ということですよ。

さらには奥様のパート収入などが103万円という金額を超えてしまった場合、ご主人の給与所得から配偶者控除の38万円が控除できなくなるボーダーラインでもあります。ということは、奥様のパート

収入などが103万円を超えると、奥様の収入に對して所得税がかかる可能性がありますということ、ご主人様の給与から配偶者控除の38万円が受けられなくなる可能性があるということですよ。

最後に130万円の金額とは、国民年金の第3号被保険者(※後ほど説明します)や健康保険の扶養に入れるか、そうでないかのボーダーラインです。つまりは、130万円を超えなければ(奥様は)自分で保険料を支払う必要がないということになるわけです。逆に130万円を超えてしまうと、配偶者の扶養からはずれ、自分で保険料を支払う義務があるということになります。



※国民年金の第3号被保険者とは・・・給与所得者の配偶者のうち、専業主婦や所得の少ないパートで働く主婦。そして20歳以上60歳未満の人が該当します。

以上がご相談への回答です。今年一年も皆様にとつて実りある年となりますよう、お祈り致します。本年も宜しくお願致します。

先月グッときた本の紹介

『日本でいちばん大切にしたい会社』



坂本 光司著 あさ出版

このタイトル通り、筆者が選んだ「日本で一番大切にしたい会社」が5社紹介されています。多くの経営書では、会社は株主のものである、と書いています。また、「会社は誰のものか」という議論では「株主のもの」という考えが支配的で、経営の目的も「顧客満足」とか「株主価値の最大化」などということが当然のようにいわれます。ここで紹介されている会社はそれらとは真逆の会社です。著者はこう言っています。会社は顧客のためのものでも、まして株主のためのものでもない。社員が喜びを感じ、幸福になれて初めて顧客に喜びを提供することができる。顧客に喜びを提供できて初めて収益が上がり、株主を幸福にすることができる。私も同感です。また今の時代。一つの会社で仕事を続ける、というよりは「自分の価値観にあった会社で働きたい」とか「自分の力を活かしたい」と考える人たちも多いように感じます。故に、昨今お茶の間を賑わす「偽装問題」などの不正が頻りに浮上してきているような気がします。私も、当社で働くスタッフやその家族が日々喜びを感じ、幸福を感じられるよう努力しておりますが、私自身がまだまだ自分に甘いためにスタッフには迷惑ばかりかけているような気がします。良いことは良い。悪いことは悪い。そのような判断もキチッと伝え、皆が近い価値観で働けるよう、楽しみながらも自分自身を律していこうと思います。

感動日記

【加来寛の感動体験】

昨年の私のテーマは「実践と継続」でした。それに伴った具体的な行動目標も立てた一年間臨んだ結果、ほぼ満足いくものとなりました。しかし、今年はこの「ほほ」を取り払い、気持ちよく「満足いく一年」にしたいと思っております。私の今年のテーマは「強く優しく」です。このテーマについては私なりに年末年始にかけて色々考えてきた結果です。昨年を振り返ると、自分の弱さや甘えが自分にも周りの人に対しても出ていたように感じます。それを少しでも減らすべく自分に厳しく、またそれとは逆に他人に対しては優しく接することができるよう日々反省を繰り返しながら決めたいと思います。そう、出だしから仕事や周りの人に対しての私の気持ちが良い意味で違う気がします。今年はこの調子で張り切っていきたいと思えます！

【鈴木恭蔵の感動体験】

届きました。無事届きました！そうです。合格通知です。前回、宅地建物取引主任者試験のお話をさせていたいただいておりましたが、無事に合格通知が届きました。実は、内心ハラハラドキドキしておりましたが、今年からは晴れて宅地建物主任者として、お仕事が出来ることが大変嬉しく思っています。平成21年は、より一層の飛躍の年に出来るよう頑張りたいと思います。

【園田博美の感動体験】

平成20年も大変お世話になりました。私が念頭に上げた目標に「資格の取得」がありましたので、目標達成の為「カラーコーディネーター検定試験」を受験しました。久しぶりの受験勉強にいろいろと苦戦しましたが、皆様から応援や励ましを頂き学生時代を思い出しながらなんとか頑張る事が出来ました。年明けすぐに結果の発表がありました。気持ちよく、発表次第ですのでドキドキ・ワクワクしています。今年もどうか宜しくお願い致します。

【石川明人の感動体験】

12月のクリスマス前に大学時代の仲間とクリスマスパーティー＆忘年会をしました。提案者は私だったので、お店選び、ゲーム、プレゼント企画などを、みんなに楽しんでもらえるように考えました。また、誕生日に近い友人がいましたので、サプライズのプレゼントやケーキを用意し、みんなで盛大にお祝いをしました。パーティー終了後、仲間全員から「楽しかったよ！是非また企画してね！」という言葉をもらい、なんとも言えない程嬉しくなりました。もとも世話焼きな性格ですが、今年は特に多かったと思います。それは加来不動産に入社し、人に喜んで頂く楽しさを学んだからだだと思います。そして、私は多くの方の支えがあつて感謝することができているという感動の気持ちがとても強くなったと思います。親、社長、会社のメンバー、そして仲間、感謝の気持ちで一杯です。ありがとうございます！！